

保証委託約款

第1条(保証委託の範囲)

- 私がS M B Cコンシューマーファイナンス株式会社(以下「保証会社」という)に委託する債務保証の範囲は、株式会社中国銀行(以下「銀行」という)との間の「ちゅうぎんカードローン『i -コレカ』規定(当座貸越規定)」(以下「原契約」という)にもとづき、私が銀行に対して負担する借入金、利息、損害金、その他いっさいの債務の全額とし、保証の方法は保証会社と銀行との間に締結されている保証契約によるものとします。
- 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、銀行がローン口座を開設したときに成立するものとします。

第2条(約款の遵守)

私が保証会社の保証を得て融資を受けるについては、この約款のほか私が銀行との間に締結する原契約の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を支払います。

第3条(保証の解除)

- 原契約またはこの約款に基づく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、私は、この約款に基づく保証を解除されても異議ありません。
- 前項により保証を解除された場合でも、私が既に原契約に基づき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる保証会社の保証債務は存続します。

第4条(保証債務の履行)

- 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、保証会社は私に対し何ら通知することなく銀行に対し保証債務を履行できるものとします。
- 私は、保証会社が保証債務の履行によって得た求償権を行使する場合には、この約款の各条項を適用されるほか、私と銀行との原契約を適用されても異議ありません。

第5条(求償債務の範囲)

- 私は保証会社が前条により保証債務を履行したときは、保証会社に対しその弁済額全額ならびに弁済および求償に要した費用を支払うものとします。
- 私は前項による支払うべき金額については代位弁済日の翌日から年14.6%の割合(年365日の日割計算)の遅延損害金を支払うものとします。

第6条(弁済の充当順序)

私の弁済した金額が、保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序・方法により充当されても異議ありません。

第7条(求償権の事前行使)

- 私が次の各号の1つにでも該当した場合には、保証会社から通知催告等がなくても当然に保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、ただちに異議なく弁済するものとします。
 - 破産、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 手形交換所(これに準ずる施設を含む)の取引停止処分を受けたとき。
 - 本項第1号および第2号のほか、債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき、あるいは自ら営業の停止を表明したとき等、支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。
 - 私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 債務の弁済を遅延し、2か月を経過しても弁済額相当額を弁済しなかったとき。
 - 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって銀行に私の所在が不明となり、銀行が督促できないとき。
 - 私が死亡、その他一身上の変動を生じたとき。
 - 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
- 次の場合には、保証会社の請求によって前項と同様あらかじめ求償債務を負いただちに異議なく弁済するものとします。
 - 私が保証会社の保証を受けている債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - 私がこの約款に違反したとき。
 - この約款に関し銀行もしくは保証会社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 私が銀行に対する預金、積金を銀行の承諾なくほかに譲渡もしくは質入したとき。
 - 銀行との原契約に違反したとき
 - 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第7条の2(反社会的勢力の排除)

- 私は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、保証会社が取引の継続を不適切と判断する場合には、私は保証会社から請求があり次第、保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、ただちに異議なく弁済するものとします。
- 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしないものとします。また、保証会社に損害が生じたときは、私はその責任を負うものとします。

第8条(調査および報告等)

- 私は、保証会社から私の資産、収入、信用状況等について調査、説明を求められたときはただちにこれに応じ書類作成、諸手続を実行いたします。
- 私の資力・信用等に著しい変動が生じたとき、または生じるおそれがあるときは遅滞なく保証会社に通知しその指示に従います。
- 保証会社が私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとします。

第9条(担保、連帯保証人)

私は、保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じいっさい異議を申立ていたしません。

第10条(公正証書の作成)

私は、保証会社からの請求を受けたときは、ただちに求償債務に関し強制執行の認諾条項のある公正証書の作成に関するいっさいの手続きをします。

第11条(費用の負担)

私は、保証会社が債権保全のために要した費用、ならびに第5条または第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。なお、以上の費用の支払いは保証会社の所定の方法に従います。

第12条(債権の譲渡)

私は、保証会社が、将来、私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供されても、異議を述べないものとします。

なお、当該第三者が譲渡もしくは担保に提供された債権について、権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第13条(管轄裁判所の合意)

私は、本約款に関して訴訟、調停および和解については、保証会社の本社所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第14条(約款の変更)

保証会社は、金融情勢の変化その他の相当の事由があるときは、変更内容および変更日を公表すること等により、本約款の内容を変更することができるものとします。借主はかかる変更に従うことをあらかじめ同意するものとします。

以上